府 政 共 生 第 7 3 号 2 6 初 幼 教 第 2 9 号 雇児保発 0 1 2 7 第 1 号 平成 2 7 年 1 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿 各 指 定 都 市 ・ 中核 市 教 育 委 員 会 附属幼稚園、小学校及び特別支援学校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(少子化対策担当) 長 田 浩 志

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 淵 上 孝

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等·児童家庭局保育課長 朝 川 知 昭

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園園児指導要録について(通知)

標記について、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・ 文部科学省・厚生労働省告示第1号)が平成27年4月1日から施行されるこ とに伴い、このたび、記載する事項を別紙に、また、様式の参考例を別添資料 に示しましたので、お知らせします。

ついては、下記及び別紙並びに別添資料に関して十分御了知の上、管内・域内の関係部局及び幼保連携型認定こども園等の関係者に対して、この通知の趣旨を周知されるようお願いします。

また、幼保連携型認定こども園と小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)との緊密な連携を図る観点から、小学校においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

幼保連携型認定こども園間の転園の際と同様に、幼保連携型認定こども園の 園児が幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に転園 した場合には、当該幼保連携型認定こども園から、これらの転園先に要録が送 付され、最終的には当該転園先で作成される要録と併せて、保存され、進学先 の小学校に送付されることとなるため、これらの施設の関係者にもこの通知の 趣旨の理解が図られるようお願いします。

なお、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者においては、これまで通り、「認定こども園こども要録について」(平成21年1月29日20初幼教第9号・雇児保発第0129001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を参考として様式等を定めることに変更はありませんので、御留意願います。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 様式等について

様式については、別添資料(様式の参考例)を参考として、各設置者等において創意工夫の下、作成されたいこと。

2. 取扱い上の注意事項について

- (1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録(以下「指導要録」という。)の作成、送付、保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第30条の規定によること。
- (2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。

- ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個 人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
- ② 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号(法令に基づく場合)に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要であること。
- (3) 各小学校においては、送付された指導要録の抄本等について、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録及び認定こども園こども要録の抄本等に 準じて取り扱っていただきたいこと。

3. 実施時期について

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成27年度から実施いただきたいこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園している園児の指導要録等については、従前の指導要録等に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

本件担当:

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38340

FAX: 03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 2376

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7919

FAX: 03-3595-2674